

時事新報は一年三百六十五日も休刊なし

時事新報

第二千二百十九號
明治廿二年三月五日 (火曜日)
舊曆己丑二月四日 (庚辰)
出刊時間
日 出刊時間
月 出刊時間
年 出刊時間
西曆一千八百八十九年

時事新報定價
一、本報一年三百六十五日、休刊せず其代價
二、本報半年二百二十五日、休刊せず其代價
三、本報三個月七十五日、休刊せず其代價
四、本報一個月二十五日、休刊せず其代價
五、本報一日一紙、休刊せず其代價

一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上
一行以上	一行以上	一行以上	一行以上	一行以上

警察の本色

高橋通氏の英國に遊ぶや數年滯留の其間に英國政治の美を天下に誇る所以は地方制度に在りて存するを察し其實現取調に従事せしに偶々同國スカパーの市尹ウーデル氏に知己の縁を得て粗く實相を窺ふを得たりといふ一日警察の事に及びたるにウーデル氏は大に英國地方警察の完備を誇り且つ謂ふて曰く抑も警察官の職務は安寧保護に外ならずして即ち法律に従ひ社會の秩序を保ち人民をして各々の堵み安んせしむるを目的とする者されば恰も政治として政治とあらざるの事情の如何も拘らず其本職は唯社會人民の爲に安んずるの任務を全するのみに在るが故に警察の身を以て「警察の本色」に於ては自然一方は特別の便宜を與へんが爲め他の一方は不法の檢束を加ふるを免れずして殊に政黨政治なる我英國の世の中には之が爲め非常の紛糾を醸し其結果殆んど云ふ可らざるものあるに至るべし結局安寧を保持すべし其職員が却て亂階を醸すものにして國の爲め誠には是れしきものとあるべきのみ左れば我が市會は眞に深く心を以て成るべく不公平を避んとして須臾も監視を怠らず偶々職務不相應のとあるを疑むるときは直ちに之を免職して處分の便宜を見るべきも亦能く其旨を得て殊に治罪の煩を見るべきものあり(市會には警察委員なるものありて市會委員の三分一を以て組織し警察に關する立法及び事務監督の任に當り市會と共に警察官を進退黜陟するの權を有す)右の如く警察官は政黨優遇等のとより不公平の處置は最も禁物たるのみならず本々人民保護を職とするものなれば人民との關係は極めて親密を要するとすして他の治者被治者の關係とは明ら其趣を殊とせざる可らず蓋し警察官の職務の形に顯はれて著るしきは捕縛拘引に在るのみならず捕縛拘引は其本色ありと認められ自身に於ても亦恰も仇敵役を勤むるものと思ふの意味あるには相違なければ固く人民中の一小部分ある不良の徒を捕縛拘引するのみとして一般の良民とは割く可らざる親友のみならず其を捕縛拘引するは良民に安全を與へんが爲めとして眞實の仇敵役もあらざる

るは勿論、又人民の方より於ても警察官は常々人を捕縛拘引せんとて狙ふ者なりと心得違ひす可きに非ず況んや亂暴にも人民の權利を傷くるが如きは其決して爲ざる所として假令規則の文面に於て之を許すと雖も規則は唯斯る處置を爲し得べしとて極端の場合を示したる迄のとなれば之を濫用するが如きは法意を誤解するの弊にして抑亦警察の恥と云ふべし故に吾々は此點より推して警察の制度を正し人民との關係を最も親密ならしめんとして日夜心を注ぐが故に警察官の捕縛拘引する者は其罪惡社會に容れられずして何人も厭斥するに相違なきものあれば人民も警察を以て眞の保護者と看做し偶々悪漢ありて警察官の命令に抗抵し取押へに難儀の體を見るときは人民は四方より駆けつけ來りて加勢に奮起するもどなき毎度事實に見る所として其然る所以を尋れば畢竟警察の取押へんとする者は必ず不逞の惡漢なるべしと信するの一心あるが故に外ならず

右は當府警察の實況あれども一步倫敦に入るときは決して此の如きを得ず警察の精神既に腐敗する上に一令當時の政府の定むる所なれば自から其機關たるを免れずして政黨の臭味に生じ隨て不公平の傾向あり内閣を動搖せしむるに至ると是れ迄も實例を徴して世人の知る所なり是れは倫敦警察のみならず(ウーデル氏)曾て歐洲大陸を漫遊し到る處其警察の實況に注目せしに政黨政府の麾下に屬するものは比々皆斯の如き有様にして予をして驚に其不完全を歎せしめたると共に自ら顧みて大に自家を誇る所あらしめたり案するに政府と人民との關係をして極めて圓滑親密なるものならしめんにには警察が政府の機關となるも差して際際からんれども前陳の如く警察の本色は政治的の非ずして重に民治的に屬するものあれば成るべく人民を左袒して政略の機關となるを避けざる可らず我市會は警察委員を組織するに於て一黨派を以てせず多數の黨派を混合する所以は實に此邊の意味に外なきのみ抑警察の出所は人民の財源に非ずや若し警察が人民に不安を與へ、妨害をなし、入らざる事に干渉して厭惡の府とある様のものならんには誰か金を抛て之を雇ひ置く者あらんや均しく是れ金を抛つもの人民なり甲乙も厚薄ある可らざるや條理の規易さ所あるべし思ふに當府の立法、行政上於ては往々購すべきもの多からん歎嗚り警察の仕組に至て予は世界に向て敢て誇言するを憚らざるものあり貴國の警察も亦能く此の如きか予は未だ其實況を聞かずと雖も他の東洋の諸制度(Oriental Systems)によりて推測すれば或は猶ほ不可なる所あるを死せざらんか云々

は改良の趣旨并んば募金の方法を述べて廣く賛成寄附の同志を求め演説終り一同立食の催はしも有りたるよし今募金の趣旨方法は左の如しと

一、慶應義塾本館基金の趣旨
慶應義塾は開基以來三十年、今に至るマテ入學生徒ノ數六千三百餘名卒業生ヲ出ス五百餘名前後出ア、官私百餘ノ事業ヲ執ル者其人少シトモ故ニ義塾ノ地位ハ一箇ノ私立普通中學校トシテ觀ル者ナク世人ノ意中コレヲ大學校視スル者往々少ナカラズ今コレヲ名實相適ノ地位ニ進ルニハ其方法多端ナル可キモ畢竟學校ノ地位ハ教師ノ技術ニ從テ高低アルモノナレバ今般外國ヨリ有名ノ教師兩三名ヲ聘シ文學、法學、商學ノ三科ヲ設ケテ大學校ノ地位ヲ定メ各科ノ生徒凡ソ百人ヲ限リテ都合三百人ヲ入學セシメ從來ノ學科ニハ多少ノ修正ヲ施シテ其設備ヲ爲シ又傍ラニ商法簿記ノ科ヲ加ヘテ速成ノ商業生ヲ數エテ大學ノ卒業生モ商法ノ卒業生モ都テ實業世界ニ有用ノ器ヲシムルヲ以テ改良ノ目的ト爲シ其兼設ニ成ルト雖モ之ヲ實施スルニハ若干ノ資本ヲ欠ク可ラズ爰ニ去ル明治十四年以來、義塾維持基金ヲ募集シ有志諸君ヨリ寄附セラルタル金額、既ニ二萬三千四百五十五圓アリ其中一就キ數年間ニ消費セラルモノ一萬三千六百二十三圓、現存シテ有利ノ資本トナルモノ九千七百九十二圓又明治十九年中煉化石造百二十坪餘ノ講堂一棟ヲ建築シ外ニ木造ノ新講堂二棟ニ舊來ノ塾舎并ニ演說館等ヲ合スレバ本塾ニ屬スル建物二千坪ノ外ニ芝區三田二丁目二番地即チ本塾ノ邸地一萬四千坪ノ時價凡ソ十五萬圓乃至二十萬圓ノ不動產アルガ故ニ今日ノ有様ニ從ヒ現員一千餘名ノ學生ヲ教育スルニハ講堂塾舎ニ不足スル所ナク邸地モ府下第一等ノ景勝ヲ占メテ衛生健康ニ宜ク熱費ハ則チ受業料ニ合スルニ整ヘ有利資本ヨリ生スル收入ヲ以テシテ都テ維持法ニ差支ナレト雖モ唯今ヨリ新ニ一步ヲ進メテ金庫ノ改良ヲ謀ラントスルニ當リテ新資本ノ源ナキニ苦シムルノ前陳ノ真教師ヲ聘シテ義塾ノ地位ヲ進ルノ目的ヲ達スルニハ下名ヲ始トシテ本塾社員ノ先輩ガ心身ノ勞ヲ致スノ外ニ毎年ノ現費金凡ソ二萬五千圓ヲ以テ足ル可キ豫算ヲ得タルコトナレバ實クハ世上吾々ト志ヲ同ツスル人ニシテ義塾既往現在ノ實況ヲ鑑ミ改良ノ爲メ多少ノ資金ヲ寄附セラル、ノ好意アラバ學事ノ面目爰ニ改メテ永年本邦ノ爲メ一ノ真學校ヲ生ス可キナリ但レ本塾創立以來ノ沿革ニ就テハ去ル明治十六年略記シテ本年再版シタル慶應義塾ノ記アリ參考ノメ本書ニ添フ

明治廿二年一月

寄附金ノ方法

一、寄附金ハ多少少テ論セズ期スル所ハ其金ヲ集メテ資本ト爲シ資本ヨリ生スル利子ヲ以テ年費ニ供セントスルモノナリ

一、寄附ノ金高、期限ノ數ニ充テ利金ヲ以テ年々ノ消費ニ充ルヘ固ヨリ欲スル所ナレモ若シモ利金ノ少キニテ其費額ニ足ラサルコトハ元金ヲ以テ之ヲ補ヒ一年凡ソ二萬五千圓ノ消費ハ減ズルコト能ハズ何トナレバ學校ノ地位上進ノ爲メ必要ノ年費ナレバナリ

一、寄附金ハ即納チ好マザルニ非ザレモ寄附者ノ都合ニ依リ或ハ五箇年ヲ限リ割納スルモ可ナリ

一、寄附金チ即納セントシテ現金ヲ納ルニ不都合ナル場合ニハ一時コレヲ納メテ直ニ翌年會計ヨリ借用レムル姿ニシテ年々七分ノ利子ヲ拂ヒ後ニ其借用チ返済スルモ可ナリ

- 一、寄附金ハ多少少テ論セズ
一、寄附金ノ募集高、年々一週年報告書ヨリ報知ス可シ
明治二十二年一月
- 日本橋區經費 日
十二年度の同區經費
十六萬ありと
○來觀人員 去る二
内博物館、動物館の
十八動物館總數二萬
○二十一年下半年無
較表
- 國立銀行之部
銀行各稱
- 遠江 第百卅八
三春 第九十三
肥後 第百卅五
八王子 第三十六
桑名 第百廿二
名古屋 第十一
岡山 第二十二
大坂 第三十二
大前 第五十九
小倉 第百二
八戸 第九十一
佐賀 第百五十
廣島 第百四十六
大分 第廿三
山形 第七十二
大津 第六十四
- 私立銀行并に會
銀行會社名稱
- 古賀銀行
伊藤銀行
安田銀行
大垣銀行
日本郵船會社
東京電燈會社
大坂紡織會社
京都株式取引所一、五
大坂株式取引所四、六
橫濱株式取引所〇、一
東京瓦斯會社 一、〇
近江米商會社 一、〇
赤岡米商會社 一、〇
- 英國鐵廠 (去)
市府共治體
市府の租稅即
一家を所有する者ハ
一家を維持し得べき
此家を維持し得べき
資金より二割を減じ
三割として其二割五
分資金より二割を減
少の誤なきを保せし
はせては所有主は於
相當と認めたる維持
標準價格となすもの
生上にありて汚穢